

助成金による支援を受けるために

従業員が
一人居れば

助成金セミナー

5/27 **無料** 金曜日

会場：サイバーシルクロード 八王子
(八王子市明神町 2-27-6 たましんブルームセンター 4F)

- 一次講演 14:00 ~ 15:30
- 二次講演 16:00 ~ 17:30

※皆様のご都合の良い時間にお越しください。

講師：株式会社 SSパートナーズ
後援：サイバーシルクロード 八王子

申請に必要な情報の取得や、
必要書類等の準備、申請書類の書き方等。
助成金に関わることをサポートいたします。

助成金に関するお悩み
ご相談お任せください

株式会社 SSパートナーズ
藤田 昌彦



- ・ 受給する物のポイント等のアドバイス
- ・ 申請～受給までを完全バックアップ
- ・ 様々な助成金のアドバイスいたします
- ・ 最短10ヶ月ほどで受給が可能です
- ・ 個人、法人問わず受給できます

様々な助成金が
受け取れます。

「助成金」とは、
返済不要の国の制度です。

助成金は雇用保険料をきちんと納め、助成金の受給要件を満たしていたとしても自動的にもらえるわけではありません。助成金を受給するためには各種情報を入手し本当に受給のメリットがあるか検討した上で企業が自ら申請する必要があります。どのような企業に対して助成金が支給されるか知るためには、そもそも「なぜ助成金を支給するのか」という助成金の支給目的を知るのが早道といえるでしょう。

厚生労働省の助成金は雇用二事業分として徴収される保険料から成り立っていますが、この二事業とは「雇用安定事業」「能力開発事業」を指し、その目的は主として失業の防止、雇用状態の是正、雇用機会の増大、雇用の安定とされています。たとえば、受注の減少などで業務が減った企業が社員を解雇するのではなく、一時休業措置をとるなどの方法によって離職者を出さず雇用を維持したときには、雇用安定事業（失業の防止：雇用調整助成金など）として助成金が支給されます。また、就職困難な一定の条件を満たした人材を新たな雇い入れることによって失業率の低下に貢献した企業（雇用機会の増大：特定求職者雇用開発助成金など）に対しても助成金が支給されます。

その他、社員の就業環境の整備や能力開発を行う事でも助成金が支給されます。

「助成金セミナー」受講申込書

FAX.042-686-2167

事業所名		所在地	
電話番号		E-Mail	
参加者名		参加者名	

※ご記入いただいた情報は、本目的にのみ利用させていただきます。
※申込書受領後、定員に達した場合のみご連絡をいたします。連絡のない場合は当日直接会場までお越しください。